

ご相談ください

名古屋市



障害者虐待相談センター

障害者虐待相談センターは、障害者虐待に関する

専門相談機関です。

障害者本人やその家族、保健福祉関係者等からの

障害者虐待に関する相談をお受けしています。

相談者に対する助言を行うほか、関係機関(区役所・

支所や保健センター、障害者基幹相談支援センター

等)と連携を図りながら対応します。



事業のご案内

■ 障害者虐待に関するご相談 **すべて無料**

- 電話相談【月～金曜日(祝日・休日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時】
- 面接相談【月～金曜日(祝日・休日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時】 **要予約**
- 法律相談【原則毎月1回】 **要予約**
- 介護者・養護者のこころの相談【原則毎月1回】 **要予約**

※法律相談及び介護者・養護者のこころの相談は、原則おひとり1回のご相談となります。

■ 保健福祉従事者等に対する技能向上のための研修事業

■ 障害者虐待防止に関する知識等の普及のための啓発事業

相談窓口 名古屋市障害者虐待相談センター

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17-1 (名古屋市総合社会福祉会館5階)

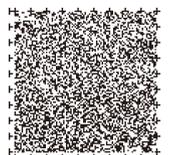
電話：(052)856-3003 FAX：(052)919-7585

Eメールアドレス：gyakutaisoudan@sound.ocn.ne.jp

休日・夜間相談窓口

電話：(052)301-8359 FAX：(052)308-4409

Eメールアドレス：kyujitsu_madoguchi@seagreen.ocn.ne.jp



「虐待かな?」と思ったら…

『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した方は、市(区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター、障害者虐待相談センター)へ通報する義務があります。



虐待の種類

身体的虐待

暴力や体罰によって、身体に傷やあざ、痛みを与えること

性的虐待

無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること

心理的虐待

障害者を侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること

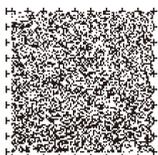
放棄・放任

食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること

経済的虐待

本人の同意なしに、財産や年金、賃金を使ったり、日常生活に必要なお金を渡さないこと

虐待かどうかの判断は必要ありません。相談することで、解決の糸口が見つかることもあります。障害者の虐待は、虐待をしている本人に自覚がない場合や、虐待されていても障害者自身がSOSを出せないことがよくあります。まわりのひとが虐待のサインを見逃さず、相談することが虐待の防止につながります。相談をした人の情報は守られますので、安心してご相談ください。



作成

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市障害者虐待相談センター(名古屋市社会福祉協議会)